

平成29年2月吉日

事業主である組合員 様

関東信越税理士国民健康保険組合
理事長 中澤 護



保険料改定のお知らせ

平素は当組合の事業に対しまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

国の社会保障と税の一体改革の中、医療保険制度改革により一段と財政が厳しい状況となってまいりました。

平成29年2月10日開催の第142回通常組合会において、慎重審議の結果、徴収保険料の増額が次の理由で議決されたことをお知らせいたします。

記

- ① 平成28年度から5年をかけて国庫補助金が減額されることが決定（年間約1億2千万円程度減額）したこと。
- ② 我が国保組合の医療給付費の毎年増加していること。
- ③ 組合の資産が、5年間で約8億2千万円減少する見込みであること。

参考

1、平成23年度総資産33億7千万円が、平成28年度総資産見込25億5千万円となり、法定準備金として約9億円、一般会計で約7億円の合計16億円が必要な資産である。

以上

今後も、長期展望に立った施策を策定するとともに、組合員の皆様とともに疾病の重症化予防及び加入促進に力を注ぎ、税理士業務に従事する方々が健康で健やかな暮らしを守る組合として相互扶助の精神を肝に銘じ、健全財政を維持し、魅力ある組合であるように継続して事業を行ってまいります。

そのため、基礎賦課分保険料の増額及び、賦課限度額を平成29年4月賦課分から裏面のとおり改定いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、事務所職員様にもお伝えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

※裏面をご確認下さい。

【裏面】

平成29年度国民健康保険料改定のお知らせ

次のとおり保険料が変更となりますので、お知らせいたします。

区 分	改 定 前  改 定 後 (平成29年3月まで) (平成29年4月から)
1、医療給付分保険料	税理士1ヶ月1名 23,000円  26,000円 職 員1ヶ月1名 12,000円  15,000円 家 族1ヶ月1名 6,000円  8,000円
2、後期高齢者支援金分保険料 (6歳～74歳までの被保険者)	改定無し (1ヶ月1名 3,200円)
3、介護納付金分保険料 (40歳～64歳までの被保険者)	改定無し (1ヶ月1名 4,200円)
4、賦課限度額	1ヶ月1世帯 60,000円  66,000円
5、後期高齢者事業分保険料 (75歳以上の組合員)	改定無し (1ヶ月1名 3,000円)

※組合同規約第18条により、勤務税理士、職員である組合員は自己にかかる保険料の2分の1を事業主である組合員に支払うこととなっています。